

ないようにしなければならない。

3 介護老人保健施設は、前2項の規定により受ける支払のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

(2) 居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

(3) 省令第11条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 省令第11条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが相当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用の取扱い等については、省令第11条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 条例第14条第2項の規則で定める費用は、第3項各号に掲げる費用とし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(サービス提供証明書の交付)

第7条 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

(施設サービス計画)

第8条 計画担当介護支援専門員(条例第16条第2項に規定する計画担当介護支援専門員をいう。以下この条において同じ。)は、条例第16条第3項の規定による解決すべき課題の把握に当たっては、入所者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにしなければならない。

2 前項の解決すべき課題の把握は、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、その理解を得なければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画には、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護保健施設サービスの目標及びその達成時期、介護保健施設サービスの内容、介護保健施設サービスを提供する上での留意事項等を記載しなければならない。

4 条例第16条第6項の規定による入所者の同意は、当該入所者又はその家族に対しあらかじめその内容の説明を行った上で、文書により得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成したときは、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、条例第16条第7項の規定による実施状況の把握に当たっては、入所者及びその家族並びに当該入所者への介護保健施設サービスの提供に当たる他の従業者との連絡を継続的に行うものとし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に入所者に面接すること。

(2) 定期的当該実施状況の把握の結果を記録すること。

7 第1項から第5項までの規定は、施設サービス計画の変更について準用する。

(介護老人保健施設が行うことができる特殊な療法等)

第9条 条例第17条第5号の規則で定めるものは、省令第15条第5号に規定する厚生労働大臣が定めるものとする。

2 条例第17条第6号の規則で定める医薬品は、省令第15条第6号に規定する厚生労働大臣が定める医薬品とする。

(管理者が他の職務に従事することができる場合)

第10条 条例第25条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合

(2) サテライト型小規模介護老人保健施設等(サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第110条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。)及びサテライト型居住施設(同令第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。)をいう。)の本体施設である介護老人保健施設にあっては、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合において当該サテライト型小規模介護老人保健施設等の職務に従事するとき。

(感染症及び食中毒の予防等のための措置)

第11条 条例第32条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、省令第29条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(事故発生等の防止のための措置)

第12条 条例第39条第1項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じ

た場合に、その旨の報告がされ、及びその分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(ユニット型介護老人保健施設の施設)

第13条 条例第44条第2項の規定により定める施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 療養室 次に定める基準

ア 一の療養室の定員は、1人とすること。ただし、入居者への介護保健施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

イ いずれかのユニット(条例第2条第1項に規定するユニットをいう。以下この条及び次条において同じ。)に属するものとし、当該ユニットの共同生活室(条例第2条第1項に規定する共同生活室をいう。以下この条において同じ。)に近接して一体的に設けること。

ウ 一の療養室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、アただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

エ 地階に設けてはならないこと。

オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

キ 入居者の身の回り品を保管することができる設備を設けること。

ク ナース・コールを設けること。

- (2) 機能訓練室 1平方メートルに入居定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

- (3) ユニット 次に定める基準

ア 一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下とすること。

イ 次の(7)から(9)までに掲げる施設の区分に応じ、それぞれ(7)から(9)までに定める基準

- (7) 共同生活室 次に定める基準

a いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

- (8) 洗面所 次に定める基準

a 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

- (9) 便所 次に定める基準

a 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

c 常夜灯を設けること。

- (4) 浴室 次に定める基準

ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

2 ユニットに属さない療養室を改修した場合であって入居者同士の視線の遮断が確保されているときは、当該療養室を隔てる壁は、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないものとする。

3 ユニット型介護老人保健施設の第4条第3項第4号のアに規定する廊下の幅は、その一部を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル(中廊下にあつては、1.8メートル)以上とすることができる。

4 ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設(ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。以下この条において同じ。)であるユニット型介護老人保健施設は、本体施設の施設を利用することにより当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、条例第44条第1項第7号から第9号までに掲げる施設を置かないことができる。

5 ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設(ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。以下この条において同じ。)であるユニット型介護老人保健施設は、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入居者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、条例第44条第1項第3号から第9号までに掲げる施設を置かないことができる。

6 ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設又はユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設の機能訓練室の基準は、第1項第2号の規定にかかわらず、40平方メートル以上の面積を有し、必要な器械及び器具を備えることとする。

(条例第50条第2項の規則で定める職員配置)

第14条 条例第50条第2項の規則で定める職員配置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(介護老人保健施設の開設の許可を受けた者とみなされたものの施設に関する経過措置)

2 省令附則第4条に規定する介護老人保健施設について第3条第1項第1号のイの規定を適用する場合には、同イ中「8平方メートル」とあるのは、「6平方メートル」とする。

3 省令附則第5条に規定する介護老人保健施設について第3条第1項第4号の規定を適用する場合には、同号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。

4 省令附則第6条に規定する介護老人保健施設については、第4条第3項第1号の規定にかかわらず、エレベーターを設けることを要しない。

- 5 省令附則第7条に規定する介護老人保健施設については、第4条第3項第4号のアの規定は、適用しない。
- (病床の転換を行って開設する介護老人保健施設に関する経過措置)
- 6 次項から第11項までの「転換」とは、病院又は診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設の用に供することをいう。
- 7 平成14年4月1日前から引き続き存する病院の開設者が、当該病院の建物(同日において現に存するもの(基本的な構造設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)に限る。)内の療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)若しくは一般病床(同項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。)又は医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)附則第2条第3項第4号に規定する経過的旧その他の病床又は同項第5号に規定する経過的旧療養型病床群に係る病床について平成18年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設し、又は増設した場合における当該介護老人保健施設の施設及び設備については、次に定めるところによる。
- (1) 第3条第1項第1号のイの規定を適用する場合においては、同イ中「とすること」とあるのは、「とすること。ただし、療養室が談話室に近接して設けられている場合においては、8平方メートルから当該談話室の面積を当該談話室に近接して設けられているすべての療養室の定員数で除した面積を減じて得た面積以上とすること」とする。
- (2) その開設又は増築に当たり第4条第3項第4号のアの規定に適合させることが困難であったものについて同アの規定を適用する場合においては、同ア中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。
- 8 一般病床、精神病床(医療法第7条第2項第1号に規定する精神病床をいい、健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成23年政令第375号)第1条の規定による改正前の介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定するものに限る。以下同じ。)若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、これらの病床について平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該介護老人保健施設の施設及び設備については、次に定めるところによる。
- (1) 療養室の入所者1人当たりの床面積は、第3条第1項第1号のイの規定にかかわらず、6.4平方メートル以上とすること。この場合において、当該療養室が平成18年7月1日以後に新築、増築又は全面的な改築の工事に着手されたものであるときは、平成30年3月31日までの間に限るものとする。
- (2) 併設されている病院又は診療所の施設を利用することにより入所者及び当該病院又は診療所の入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、条例第5条第1項第2号の規定にかかわらず、診察室を設けないことができる。
- (3) 条例第6条第1項及び第2項の規定は、適用しない。
- (4) 第4条第3項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。た

- だし、エレベーターが設置されている介護老人保健施設又は2階以上の各階ごとの療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第5号に規定する主要構造部をいう。)が耐火構造であり、又は不燃材料(同条第9号に規定する不燃材料をいう。)で造られている介護老人保健施設にあっては、100平方メートル)以下の介護老人保健施設については、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。
- (5) 第4条第3項第4号のアの規定を適用する場合においては、同ア中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。
- 9 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、これらの病床について平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該介護老人保健施設の施設については、次に定めるところによる。
- (1) 機能訓練室は、第3条第1項第2号の規定にかかわらず、40平方メートル以上の面積を有し、必要な器械及び器具を備えたものであることとする。
- (2) 第3条第1項第4号の規定を適用する場合においては、同号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。
- 10 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、これらの病床について平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該介護老人保健施設の施設については、次に定めるところによる。
- (1) ユニット型介護老人保健施設以外の介護老人保健施設の機能訓練室及び食堂は、第3条第1項第2号及び第4号の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの基準に適合し、かつ、機能訓練を行うために必要な器械及び器具を備えたものであることとする。
- ア 機能訓練室及び食堂は、機能訓練及び食事の提供に支障がない広さを確保するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有すること。
- イ 機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有し、食堂は、1平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上を有すること。
- (2) ユニット型介護老人保健施設にあっては、機能訓練室は、第13条第1項第2号の規定にかかわらず、40平方メートル以上の面積を有し、必要な器械及び器具を備えたものであることとする。
- 11 平成18年4月1日前から引き続き存する病院又は診療所の開設者が、当該病院又は診療所の療養病床又は一般病床について同日以後に転換を行ってサテライト型小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設を開設する場合における第4条第3項第4号のアの規定の適用については、当分の間、同ア中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。
- (平成17年10月1日前から引き続き存する介護老人保健施設に関する経過措置)
- 12 平成17年10月1日前から引き続き存する介護老人保健施設であるユニット型介護老人保健施設については、第13条第1項第3号のイの(7)のbの規定は適用せず、同(7)のaの規定の適用については、同a中「ふさわしい形状」とあるのは、「ふさわしい形状

及び必要な広さ」とする。

(一部ユニット型介護老人保健施設に関する経過措置)

13 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第106号)附則第4条に規定する平成17年前介護老人保健施設(以下「平成17年前介護老人保健施設」という。)であって同条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設(以下「一部ユニット型介護老人保健施設」という。)であるもの(平成23年9月1日において改修、改築又は増築中の平成17年前介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設を除く。)であって、同日後に一部ユニット型介護老人保健施設に該当することとなるものを含む。)の施設、設備及び運営に関する基準については、同日後最初の法第94条の2の規定による許可の更新までの間は、同年8月31日において当該介護老人保健施設が従うべき基準の例によることができる。

健康長寿課介護支援室

養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

平成25年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第26号

養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に関する条例(平成24年長野県条例第56号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備)

第2条 条例第11条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員することなどにより火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第11条第3項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 居室 次に定める基準

- ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には、2人とするができる。
- イ 地階に設けてはならないこと。
- ウ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
- エ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直

接面して設けること。

オ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

(2) 静養室 次に定める基準

- ア 医務室又は職員室に近接して設けること。
- イ 原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を設けること。
- ウ ア及びイに定めるもののほか、前号のア、ウ及びエに定めるところによること。

(3) 洗面所 居室のある階ごとに設けること。

(4) 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

(5) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(6) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(7) 職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

3 前項に定めるもののほか、養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下(中廊下を除く。)の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(職員)

第3条 条例第12条第1項第3号の規則で定める員数は、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上とする。

2 条例第12条第1項第4号の規則で定める員数は、1人とする。

3 条例第12条第2項の規定により定める職員の員数の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 施設長 1

(2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(3) 生活相談員 常勤換算方法で、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1以上

(4) 支援員 常勤換算方法で、一般入所者(入所者であって、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第51号)第194条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。第8項において同じ。)又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年長野県条例第52号)第176条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。第8項において同じ。)の提供を受けていないものをいう。以下同じ。)の数が15又はその端数を増すごとに1以上

(5) 看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下この条において同じ。) 常勤換算方法で、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上

(6) 栄養士 1以上

(7) 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適當数

4 前項第3号から第5号までの規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の7割を超える養護老人ホー

ム(以下この項において「盲養護老人ホーム等」という。)に置くべき生活相談員、支援員及び看護職員の員数の基準については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、1に、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (2) 支援員 常勤換算方法で、別表の左欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上
- (3) 看護職員 次に定める基準

ア 入所者の数が100を超えない盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2以上

イ 入所者の数が100を超える盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2に、入所者の数が100を超えて100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

5 前2項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

6 第3項、第4項及び第9項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

7 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

8 主任生活相談員のうち1人は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム(次項及び次条において「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。)であつて、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。

9 外部サービス利用型養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、第3項第3号又は第4項第1号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、1を減じた数とすることができる。

10 主任支援員は、常勤の者でなければならない。

11 看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型養護老人ホーム(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人保健施設をいう。第13項において同じ。))又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この条において「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。)にあつては、この限りでない。

12 養護老人ホームは、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせなければならない。

13 条例第12条第3項の養護老人ホームは、サテライト型養護老人ホームとし、次の各号に掲げる場合には、サテライト型養護老人ホームに当該各号に定める職員を置かないことができる。

- (1) 本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められる場合 医師

(2) 本体施設が次のアからウまで掲げる施設である場合において、当該本体施設のそれぞれアからウまでに定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるとき 生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員

ア 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

イ 病院(病床数が100以上のものに限る。) 栄養士

ウ 診療所 事務員その他の従業者

(生活相談員の業務に関する特例)

第4条 生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホームにあつては、主任支援員が条例第21条第1項及び第2項に定める業務を行うものとする。

(感染症及び食中毒の予防等のための措置)

第5条 条例第23条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第24条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(事故発生等の防止のための措置)

第6条 条例第28条第1項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その旨の報告がされ、及びその分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生防止のための委員会及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(別表) (第3条関係)

一般入所者の数	支援員の数
20以下	4
21以上30以下	5
31以上40以下	6
41以上50以下	7
51以上60以下	8
61以上70以下	10
71以上80以下	11
81以上90以下	12
91以上110以下	14
111以上120以下	16
121以上130以下	18
131以上	18に、入所者の数が131を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数

健康長寿課介護支援室

特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

平成25年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第27号

特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第57号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備)

第2条 条例第11条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する2階建て又は平屋建ての建物であることとする。

- (1) 居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 当該特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長)又は消防署長と相談の上、条例第9条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 条例第9条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよ

う、地域住民等との連携体制を整備すること。

- 2 条例第11条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。
 - (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員することなどにより火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。
- 3 条例第11条第4項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。
 - (1) 居室 次に定める基準
 - ア 一の居室の定員は、原則として1人とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、2人以上4人以下とすることができる。
 - イ 地階に設けてはならないこと。
 - ウ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
 - エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - カ 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放することができるようにすること。
 - キ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を設けること。
 - ク ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
 - (2) 静養室 次に定める基準
 - ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
 - イ アに定めるもののほか、前号のイ及びエからクまでに定めるところによること。
 - (3) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。
 - (4) 洗面設備 次に定める基準
 - ア 居室のある階ごとに設けること。
 - イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
 - (5) 便所 次に定める基準
 - ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
 - イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
 - (6) 医務室 次に定める基準
 - ア 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすること。
 - イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
 - (7) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
 - (8) 介護職員室 次に定める基準
 - ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
 - イ 必要な備品を備えること。
 - (9) 食堂及び機能訓練室 次に定める基準

ア それぞれ必要な広さを有するものであること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

イ 合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の面積であること。

ウ 必要な備品を備えること。

4 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下この条において「居室等」という。）は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室等については、この限りでない。

(1) 居室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1）以上有すること。

(2) 3階以上の階にある居室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(3) 居室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備（第7条において「特定防火設備」という。）により防災上有効に区画されていること。

5 前2項に定めるもののほか、特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下（中廊下を除く。）の幅は1.8メートル以上とし、中廊下の幅は2.7メートル以上とすること。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。

(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(5) 居室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

（職員）

第3条 条例第12条第2項の規定により定める職員の員数の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 施設長 1

(2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(3) 生活相談員 1（入所者の数が100を超える場合にあっては、1に、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上

(4) 介護職員又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。） 次に定める基準

ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、1（入所者の数が3を超える場合にあっては、1に、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上とすること。

イ 看護職員の数、次のとおりとすること。

(7) 入所者の数が30を超えない特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1以上

(4) 入所者の数が30を超えて50を超えない特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2以上

(9) 入所者の数が50を超えて130を超えない特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、3以上

(エ) 入所者の数が130を超える特別養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(5) 栄養士 1以上

(6) 機能訓練指導員 1以上

(7) 調理員、事務員その他の職員 当該特別養護老人ホームの实情に応じた適当数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第1項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。

4 施設長及び生活相談員は、常勤の者でなければならない。

5 看護職員のうち1人は、常勤の者でなければならない。

6 機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。

7 医師及び調理員、事務員その他の職員数は、特別養護老人ホームがサテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設をいう。第11条において同じ。）又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（第10条及び第11条において「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の本体施設である場合にあって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かないときは、当該特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

（感染症及び食中毒の予防等のための措置）

第4条 条例第27条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員への周知徹底を図ること。

(2) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「省令」という。）第26条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（事故発生等の防止のための措置）

第5条 条例第32条第1項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その旨の報告がされ、及びその分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

(ユニット型特別養護老人ホームに関する特別養護老人ホームの規定の適用関係)

第6条 ユニット型特別養護老人ホームに対する第2条第1項及び第2項、第3条並びに第4条の規定の適用については、これらの規定中「特別養護老人ホーム」とあるのは、「ユニット型特別養護老人ホーム」とする。

(ユニット型特別養護老人ホームの設備)

第7条 条例第36条第2項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) ユニット(条例第2条第2号に規定するユニットをいう。以下この条及び次条において同じ。) 次のアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準

ア 居室 次に定める基準

(7) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(イ) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設け、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならないこと。

(ロ) 地階に設けてはならないこと。

(ハ) 次のいずれかの要件を満たすこと。

a 一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(7)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

b ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。

(ニ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(ホ) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。

(ヘ) 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放することができるようにすること。

(ヘ) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

(ト) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室 次に定める基準

(7) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 地階に設けてはならないこと。

(ロ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ハ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に定める基準

(7) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 次に定める基準

(7) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 医務室 次に定める基準

ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(4) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

2 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。

(1) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1)以上有すること。

(2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

3 前2項に定めるもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下(中廊下を除く。)の幅は1.8メートル以上とし、中廊下の幅は2.7メートル以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、廊下(中廊下を除く。)の幅は1.5メートル以上、中廊下の幅は1.8メートル以上とすることができる。

(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 廊下及び階段に手すりを設けること。

(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

(条例第41条第2項の規則で定める職員配置)

第8条 条例第41条第2項の規則で定める職員配置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
(地域密着型特別養護老人ホームに関する特別養護老人ホームの規定の適用関係)

第9条 地域密着型特別養護老人ホームに対する第2条から第4条